

合併協定書

平成16年9月1日



佐屋町



立田村



八開村



佐織町

目 次

	【合併協定項目】	ページ
1	合併の方式	1
2	合併の期日	1
3	新市の名称	1
4	新市の事務所の位置	1
5	財産及び債務の取扱い	1
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	1
7	農業委員の定数及び任期の取扱い	1
8	地方税の取扱い	2
9	一般職の職員の身分の取扱い	2
10	特別職の身分の取扱い	2
11	条例・規則等の取扱い	3
12	事務組織及び機構の取扱い	3
13	一部事務組合等の取扱い	4
14	使用料、手数料等の取扱い	4
15	公共的団体等の取扱い	4
16	補助金・交付金等の取扱い	5
17	町名・字名の取扱い	5
18	慣行の取扱い	5
19	国民健康保険事業の取扱い	5
20	介護保険事業の取扱い	6
21	消防団の取扱い	6
22	行政区の取扱い	6
23	諮問機関等の取扱い	7
[24	各種事務事業の取扱い]	
24 - 1	国際交流・広域交流事業	7
24 - 2	電算システム事業	7
24 - 3	広報広聴関係事業	7
24 - 4	納税関係事業	7
24 - 5	消防防災関係事業	7
24 - 6	交通関係事業	8
24 - 7	窓口業務	8
24 - 8	保健衛生事業(その1)	8
	保健衛生事業(その2)	8
24 - 9	障害者福祉事業	8
24 - 10	高齢者福祉事業	8
24 - 11	児童福祉事業	9

【合併協定項目】

ページ

24 - 12	保育事業	9
24 - 13	生活保護事業	9
24 - 14	その他の福祉事業	9
24 - 15	健康づくり事業	9
24 - 16	ごみ収集運搬業務事業	9
24 - 17	環境対策事業	10
24 - 18	農林水産関係事業	10
24 - 19	商工・観光関係事業	10
24 - 20	勤労者・消費者関連事業	11
24 - 21	建設関係事業	11
24 - 22	上下水道事業(その1)	11
	上下水道事業(その2)	11
24 - 23	学校の通学区域	12
24 - 24	学校教育事業	12
24 - 25	文化振興事業	13
24 - 26	コミュニティ施策	13
24 - 27	社会教育事業	13
24 - 28	社会福祉協議会	13
24 - 29	その他事業	14
25	新市建設計画	14
26	地域審議会の取扱い	14

合併協定書

平成16年9月1日

1 合併の方式

海部郡佐屋町、立田村、八開村、佐織町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年4月1日(金曜日)とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「愛西市(あいさいし)」とする。

4 新市の事務所の位置

1 新市の事務所の位置は、愛知県海部郡佐屋町大字稲葉字米野308番地(現佐屋町役場)とする。

2 庁舎の利用の方式については、分庁方式及び総合支所方式の併用とする。

3 立田村、八開村及び佐織町の現庁舎については総合支所機能を有する分庁舎とする。

4 佐屋町役場市江支所及び永和支所については、出張所として存続させる。

5 財産及び債務の取扱い

4町村の財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。

ただし、基金については、整理統合できるものについては、整理統合し、新市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

1 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定(以下「在任特例」という。)を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

2 在任特例適用後の新市の議会議員の定数は30人とする。

3 選挙区については、新市全域を1選挙区とする。

4 新市の議会議員の報酬については、次のとおり取り扱うものとする。

在任特例期間における報酬額

在任特例適用時の議会議員の報酬額は、現行報酬額をそれぞれ引き継ぐものとする。

一般選挙後の報酬額

同規模の自治体の例をもとに第三者機関の意見を聴いて合併時までに4町村の長が協議して定める。

7 農業委員の定数及び任期の取扱い

1 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2町2村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第

8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

2 新たに選任される委員の任期は、選挙による委員の任期の在任期間とする。

3 新市の農業委員会の選挙による委員の定数は30人とし、合併後初めて行われる一般選挙から適用する。

4 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

佐屋町の区域 9人 立田村の区域 9人

八開村の区域 6人 佐織町の区域 6人

5 新市の報酬の額は、佐屋町の例による。ただし、在任期間の額については、現行のとおりとする。

8 地方税の取扱い

1 個人市民税については、現行のとおりとする。

2 法人市民税については、現行のとおりとする。

3 固定資産税の税率については、現行のとおりとする。また、納期については、佐織町の例により調整するものとする。

4 軽自動車税の税率については、佐屋町、立田村、佐織町の例により調整するものとする。また、納期については、佐屋町、佐織町の例により調整するものとする。

5 市たばこ税については、現行のとおりとする。

6 都市計画税は、現行のとおり課税しない。なお、今後の都市計画事業等の状況を勘案し、新市において検討を行うものとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

1 4町村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。

2 海部西部広域事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

4 職員の職名及び職務については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

5 職員の給与、任用、配置等の身分の取扱いについては、4町村の職員間で均衡を失しないよう、公正に取り扱うものとする。

10 特別職の身分の取扱い

特別職については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

1 法令の定めるところにより、市長の他常勤の特別職等として、助役、収入役及び教育長を置く。報酬の額は、同規模の自治体の例をもとに第三者機関の意見を聴いて合併時までに4町村の長が協議して定める。

- 2 法令の定めるところにより、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を置く。報酬の額は、同規模の自治体の例をもとに合併時まで4町村の長が協議して定める。
- 3 「議会議員の定数及び任期の取扱い」「農業委員の定数及び任期の取扱い」「消防団の取扱い」については、別に協議して定める。
- 4 審議会・委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 現に4町村で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整する。
 - (イ) 人数・任期・報酬額は、現行制度をもとに合併時に調整する。
- 5 その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要があるものは、新市において新たに設置する。人数・任期・報酬額は、現行制度をもとに合併時まで4町村の長が協議して定める。
- 6 新市の職務執行者については、合併前に4町村の長が別に協議して(4町村の長のうちから)定めるものとする。

11 条例・規則等の取扱い

- 1 合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例・規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。
- 2 同一又は1団体のみが制定している条例・規則等については、原則として現行の例によるものとする。
- 3 類似、相違又は数団体に制定されている条例・規則等については、いずれかを基本に調整統一する。
- 4 条例・規則等の制定にあたっては、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、次の区分により整備するものとする。
 - (1) 合併時に、市長職務執行者の専決処分により即時制定し、執行させる必要があるもの。
 - (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
 - (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

12 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 次の事項を基本方針として、新市の事務組織及び機構の整備を図るものとする。
 - (1) 住民サービスの低下を招かない組織機構
 - (2) 地域の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構
 - (3) 住民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
 - (4) 簡素で効率的な組織機構
 - (5) 指揮命令系統が明確な組織機構
 - (6) 新たな行政需要(課題)に対応できる組織機構
 - (7) 地方分権へ柔軟に対応できる組織機構
 - (8) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- 2 総合支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮

するものとする。

3 新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるものとする。

13 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては次のとおりとする。

- 1 海部西部広域事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にその事務、財産及び職員については、すべてを新市に引き継ぐものとする。
- 2 海部地区休日診療所組合、海部津島環境事務組合及び海部津島水防事務組合については、合併の前日において、佐屋町、立田村、八開村及び佐織町(以下「4町村」という。)は、当該組合から脱退し、新市において新たに当該組合に加入する。
- 3 海部南部水道企業団については、合併の前日において、佐屋町及び立田村は、当該企業団から脱退し、新市において新たに当該企業団に加入する。
- 4 愛知県市町村職員退職手当組合については、合併の前日において、4町村は、当該組合から脱退し、新市において新たに当該組合に加入する。
- 5 その他、4町村以外にも構成団体がある協議会等については、合併の前日において4町村は、当該協議会から脱退し、新市において新たに当該協議会に加入又は調整するものとする。
- 6 海部津島土地開発公社については、合併前から、4町村は当該公社に加入しているため、引き続いて当該公社に加入する。
- 7 株式会社 名古屋西流通センターに係る4町村の出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。

14 使用料、手数料等の取扱い

【使用料】

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一した算定方式により可能な限り統一に努めるものとする。

また、新市における住民の「一体性の確保」及び「負担の公平性」の原則から、適正な料金のあり方について、新市において検討する。

【手数料】

手数料については、4町村のこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

- 1 各町村共通の団体等については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 統合に時間を要する団体等については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 各町村独自の団体等については、原則として現行のとおりとする。
- 4 国・県の指導等に基づき設置された団体等については、関係機関の助言・指導等のもとに、そのあり方について検討していくものとする。

16 補助金・交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しながら、市域全体の均衡を保つよう、原則として次のとおり調整を行うものとする。

ただし、各種事務事業の調整方針と関連し、整理等が必要となる補助金については、その調整方針によるものとする。

1 各町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

なお、統一までの間は、現行制度を基本として調整する。

2 各町村独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。

3 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。

17 町名・字名の取扱い

町、字の区域・名称については、従前のとおりとする。

ただし、海部郡 町(村)を 市とし、大字 を 町とし、「字」の文字を削除する。

18 慣行の取扱い

慣行の取扱いについては次のとおりとする。

1 市民憲章、市の花、市の木、市の歌及び各種宣言については、新市において調整する。

2 市章は、新市の名称決定後、公募により合併時まで調整する。

19 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の取扱いについては次のとおりとする。

1 国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。

ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努めるものとする。

(1) 軽減割合については、6割軽減・4割軽減を適用する。

(2) 課税限度額については、地方税法の定める限度額とする。

(3) 賦課期日については、4町村相違がないため現行の4月1日とする。

(4) 本算定日については、佐屋町・立田村・佐織町の例により8月1日とする。

(5) 納期については、佐屋町・立田村・佐織町の例により6回とする。

(6) 納期は6回とし、納期月は4、6、8、10、12、2月とする。

(7) 保険税については、賦課方式を4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)とし、応能割合(所得割、資産割)が50%以上60%未満に、応益割合(均等割額、平等割額)が40%以上50%未満となるよう調整するものとする。

(8) 減免については、合併後、他の税との整合性をはかり決定する。

2 督促手数料については、新市において廃止する。

3 国民健康保険支払準備基金は、合併時に全額を持ち寄る。

4 国民健康保険会計への繰入は、新市となって急激な国民健康保険税の負担増とならないように調整に努める。

5 療養給付費一部負担金・出産育児一時金・葬祭費・高額療養費支払資金貸付については、4町村相違がないため現行のとおりとする。

6 被保険者証の更新を平成16年8月から1年とし、平成16年8月発行の有効期限は、平成17年8月までとし、それ以降1年更新とする。また、被保険者証の個人カード化については、新市になってから検討する。

7 無受診世帯表彰については、佐屋町の例により決定する。

8 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。

9 国民健康保険直営診療所事業の取扱いについて

(1) 診療所の設置

診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

業務体制の見直し等、効果的な経営に努める。

繰入金については、合併後、検討する。

国民健康保険直営診療所運営準備基金は、新市に引継ぐものとする。

(2) 診療業務

現行のまま新市に引き継ぐ。

(3) 診療時間、休診日

現行のまま新市に引き継ぐが、診療時間、休診日等については、利用者の利便性・業務体制等を勘案しながら、新市において検討する。

(4) 時間外診療

時間外の対応については、合併後、調整し、時間外手当については、一般職職員の方の身分の取扱いで統一する方向で調整する。

20 介護保険事業の取扱い

介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 第1号被保険者の保険料については、平成17年度まで不均一賦課とし、平成18年度から第3期介護保険事業計画策定に基づき新保険料を設定する。

2 第1号被保険者の普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。

3 介護認定審査会の設置及び運営については、現行のとおりとする。

4 各種事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、相違あるものについては、合併時に統一する。

21 消防団の取扱い

1 消防団の組織については、連合方式とする。なお、分団等の組織、機構は、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。

2 消防設備については、現状を維持し、配備することとし、新市において作成する消防計画に基づき、調整するものとする。また、消防施設については、新市において整備計画を作成し、整備するものとする。

22 行政区の取扱い

行政区の区域及び自治組織(総代会等)は、現行のとおりとし、旧町村単位の自治組織の代表者による連絡調整組織を合併時まで検討する。

なお、事務交付金については、現行の4町村の総額を基準とし、段階的戸数割により調整するものとし、新市において、行政区の区域及び自治組織のあり方等について再編を含め検討する。

23 諮問機関等の取扱い

諮問機関等の取扱いについては次のとおりとする。

- 1 法令により設置を定めている機関は、合併時に設置する。
- 2 法令により設置することができる機関は、合併時まで調整し、必要のあるものについては新市において設置する。
- 3 法令に特段の定めがない機関についても、合併時まで調整し、必要のあるものについては新市において設置する。

24 - 1 国際交流・広域交流事業

国際交流については、現行事業を存続し交流を図る。

また、広域交流についても現行どおり実施する。

24 - 2 電算システム事業

電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで「合併時に必要なシステム」を中心に統合を図るものとする。

また、他のシステムについては、新市において必要に応じ調整するものとする。

24 - 3 広報広聴関係事業

- 1 広報紙関係については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 その他の広報関係で、ホームページについては、新市のホームページを作成し、CATV文字放送・回覧板については現行のとおり存続する。
町村内掲示板(広報板)については、新市の全行政区に設置できるよう新市において調整する。
- 3 市勢要覧については、合併後速やかに作成する。
- 4 広聴関係については、佐織町の例により実施する。

24 - 4 納税関係事業

- 1 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、現行のとおりとする。ただし、不交付の取扱いは立田村、八開村、佐織町の例により調整するものとする。
- 2 口座振替については、納税を促進するため、現行の取扱金融機関を基本に調整する。
- 3 督促手数料については、廃止する。
- 4 軽自動車標識については、合併後、新市による標識を交付することとし、合併期日前日までに各町村で交付された標識は、廃車申告を行うまでは有効とする。なお、新規・再交付の取扱いは、現行のとおりとする。
- 5 確定申告受付については、住民の便宜を図るよう、新市において調整する。
- 6 税関係各種証明等については、現行のとおりとする。

24 - 5 消防防災関係事業

- 1 防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を新たに作成する。
- 2 避難所等の防災施設・設備等については、現状のとおりとし、新市において作成する地域防災計画に基づき、整備調整するものとする。

- 3 防災行政無線(移動系)については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図るものとする。地域防災無線、同報系無線については、現行のままとし、新市において統一化を図るものとする。
- 4 自主防災組織については、現状の組織については新市に引き継ぐものとし、新市全域で組織できるように新市において調整するものとする。

24 - 6 交通関係事業

佐屋町の公共施設巡回バス、佐織町の総合福祉センター巡回バスについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、立田村、八開村の地域を含めた巡回バスの運行及びルートを、新市において検討する。

24 - 7 窓口業務

- 1 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。
- 2 窓口関係手数料については、合併時に統一する。

24 - 8 保健衛生事業(その1)

保健衛生事業については、原則として住民サービスが低下することのないよう、1つの町村のみ実施している事業も含め、現行事業を継続するものとする。

実施会場、実施方法については、現行サービスが低下しないよう調整する。

24 - 8 保健衛生事業(その2)

- 1 老人保健事業については、原則現行事業を継続する。ただし、類似事業がある場合は、統合及び再編を行うものとする。
- 2 各種検診(健診)については、住民サービスの低下を招かないように、統合・再編を行い実施する。
- 3 自己負担金については、受益者負担を原則として調整するものとし、新市において定期的に見直しを行うものとする。
- 4 歯科保健事業については、原則現行事業を継続して実施する。ただし、類似事業がある場合は、統合及び再編を行うものとする。
- 5 実施会場、実施回数、実施内容等については、住民サービスの低下を招かないよう、かつ効率的に実施できるよう合併時まで調整する。

24 - 9 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、これまでの取組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを原則に次のとおり調整する。

- 1 国又は県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとし、新市全体で実施するよう調整する。
- 2 町村単独事業については、新市において統一した取扱いとなるよう調整する。

24 - 10 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、これまでの取組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低

下させないことを原則に次のとおり調整する。

なお、高齢化の進展の状況により、新市において適時見直しを行うものとする。

- 1 国又は県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとし、新市全体で実施するよう調整する。
- 2 敬老の日事業については、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施する。
- 3 町村単独事業については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、統一した事業内容で実施するよう調整する。

24 - 11 児童福祉事業

児童福祉事業については、これまでの取組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを原則に次のとおり調整する。

- 1 国又は県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとし、新市全体で実施するよう調整する。
- 2 町村単独事業については、新市において統一した取扱いになるよう調整する。

24 - 12 保育事業

保育事業については、これまでの取組みの経緯を踏まえ、新市で統一した運用が図れるよう調整する。

保育料については、次のとおり調整する。

- 1 保育児童の年齢区分については、3歳未満児と3歳以上児に区分するものとし、児童の属する世帯の階層は、8階層とする。
- 2 保育料については、保護者の負担に留意しながら、統一を図るものとする。

24 - 13 生活保護事業

生活保護に関する各種事務事業については、新市で設置する福祉事務所において実施する。

24 - 14 その他の福祉事業

民生委員推薦会は、新市において新たに設置する。なお、委員定数を7名とする。

民生・児童委員については、新市に引き継ぐものとする。

各町村の民生委員協議会は、新市の地区民生委員協議会へ移行し、地区民生委員協議会の役員をもって、新市の連絡協議会を設置するよう調整する。

福祉医療制度については、住民サービスの水準を低下させないように調整する。

その他の福祉事業については、新市で統一した運用が図れるよう調整する。

24 - 15 健康づくり事業

- 1 健康づくり事業については、原則として現行事業を継続する。
- 2 食生活改善推進員による組織については、統合できるよう努める。
- 3 健康日本21計画は、新市において策定できるよう調整する。

24 - 16 ごみ収集運搬業務事業

ごみ収集運搬業務については、次のとおり調整する。

- 1 ごみの分別及び収集頻度については、住民への周知を図り、合併後半年を目途に統一するよう調整する。
- 2 専用ごみ袋及び処理手数料については、新市において統一して実施するよう調整する。
- 3 ごみ処理施設については、当面現行のとおりとする。
- 4 ごみに関するその他の制度については、新市において統一した取扱いになるよう調整する。

24 - 17 環境対策事業

環境対策事業については、次のとおり調整する。

- 1 火葬場及び共同墓地について、現施設は新市に引継ぎ、運営方法は当面現行のとおりとする。
- 2 し尿処理の収集運搬及び浄化槽清掃については、許可業者によるものとし、処理方法は現行のとおりとする。
- 3 狂犬病予防事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 その他の環境対策事業については、4町村の実態に合わせ統一した取扱いになるよう調整する。

24 - 18 農林水産関係事業

農政関係事業の取扱いについては次のとおりとする。

- 1 農振農用地区域については、現行のとおりとし、新市で策定する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- 2 農業振興にかかる各種事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 水田農業経営確立対策事業における協議会等の組織並びに生産調整については、新市において調整する。
新たな国の米政策に対応するよう新市において調整する。
- 4 農業経営基盤促進事業(農業金融対策事業)については、合併までに補助率を調整し現行の事業を引き続き実施する。
- 5 経営対策関係事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
- 6 予防・防除事業については、佐屋町の例により新市に引継ぐものとする。
- 7 畜産事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
- 8 水産事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

農業土木事業の取扱いについては次のとおりとする。

- 1 土地改良事業等の地元負担金については、合併時に統一する。
- 2 農業土木関係協議会・団体等への参加については、原則として新市に引継ぐ。

24 - 19 商工・観光関係事業

商工観光関係事業については、新市において商工会等と連携を図り商工業の振興と地場産業の活性化に努める。

- 1 中小企業向けの融資制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 商工会等への補助については、新市においても補助するものとし、補助対象等については新市において調整するものとする。

24 - 20 勤労者・消費者関連事業

勤労者・消費者関連事業については、住生活の向上並びに消費者保護等に努めるよう新市に引き継ぐものとする。

- 1 勤労者住宅資金融資制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 計量法に基づく量目検査事務については、実施計画等を調整し新市においても実施するものとする。
- 3 各種団体への補助関係事業の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整するものとする。

24 - 21 建設関係事業

建設関係事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

建設事業は、新市建設計画に基づき計画的に実施する。

- 1 町村道については、現行のまま新市の市道とし維持管理する。
- 2 市道の管理については、現行の佐屋町・佐織町の道路管理規則を調整し管理する。
- 3 道路の占用料については、現行の佐屋町・佐織町の道路占用条例を調整し新市においても徴収する。
- 4 道路台帳の整備については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、データの整理統合とデジタル化を検討して適正な管理に努める。
- 5 法定外公共用物については、現行のとおり佐屋町・佐織町の管理条例を調整し管理するものとする。
- 6 市道の維持・改良工事に伴う地元負担金は、事業の公共性を考慮して徴収しない。立田村・八開村の負担金徴収条例は、合併と同時に廃止する。

24 - 22 上下水道事業(その1)

水道事業経営の合理化、サービスの均一化を図るため、八開村・佐織町の水道事業を統合し新市へ引継ぐものとし、水道施設の広域化による経営基盤の強化及び管理体制強化を図る。

- 1 水道給水計画については、現行のとおり新市へ引継ぐものとする。水道の認可事務については、計画給水人口等(事業計画)を合併時まで調整し変更認可の手続きを行う。
- 2 水道料金は、企業会計としての健全経営の観点から、新市において段階的に調整する。水道料金は、合併後、当分の間、現行のとおりとし、新市における水道事業計画を合併後速やかに策定し、企業会計としての健全経営の観点から、新市の料金体系等を検討し調整する。
- 3 新規加入分担金等については、新市において公平で公正な負担となるよう調整する。
- 4 料金徴収事務等については、新市において住民生活に混乱をきたさないよう調整する。
- 5 給水装置工事に係る補助金は、企業会計における経費の負担の原則により、新市において速やかに調整する。
- 6 給水停止については、海部南部水道企業団(佐屋町・立田村)の例により対応する。水道料金の減免については、海部南部水道企業団(佐屋町・立田村)の例により実施する。

24 - 22 上下水道事業(その2)

- 1 公共下水道事業については、現行の佐屋町・佐織町の基本計画を都市計画法及び下水道法などの関係法令との調整を図りながら、合併後に新市として基本計画を策定し事業

を実施する。

- 2 施設の管理運営については、従来からの事業の経緯・実情等に配慮し、新市に移行後も当分の間、現行のとおりとする。
- 3 農業集落排水事業等の使用料については、従来からの事業の経緯・実情・使用の対価等に配慮し、新市において健全経営の観点から、適正な料金体系を検討する。
- 4 施設管理に対する助成制度については、施設の適正な管理運営と事業効果を勘案し、新市において調整し継続する。
- 5 事業受益者分担金については、従来からの事業の経緯・実情等に配慮し、現行のとおり新市へ引継ぐものとする。
- 6 新規加入分担金については、現行のとおり、新市へ引継ぐものとする。
- 7 宅内配管整備融資制度については、佐屋町・立田村のあっせん規則の例により調整し、現行の制度を新市においても引継ぐものとする。
- 8 合併処理浄化槽設置整備事業については、佐屋町・佐織町の制度を調整し新市においても補助するものとする。

24 - 23 学校の通学区域

小学校及び中学校の通学区域については、当面、現行のとおりとする。
ただし、新市において通学区域の検討を行う。

24 - 24 学校教育事業

学校給食

- 1 調理場の形態については、当面は各施設を利用し現行のとおりとする。
ただし、合併後の新市において施設整備の更新及び一部委託調理方式を視野に入れ、関係者等の意見を踏まえる中で統一化を検討する。
- 2 学校給食の給食費・給食費補助については、新市において統一して実施する。
 - (1) 給食費については、小学校児童 1 食当たり230円、中学校生徒 1 食当たり270円とする。
 - (2) 給食費補助については、小学校児童 1 食当たり10円、中学校生徒 1 食当たり10円とする。

義務教育振興に関する事業

教育振興に係る補助金については、従来からの経緯、実情等を考慮し、次のとおり調整する。

- (1) 類似の事業については、統合して実施する。
- (2) 特色ある地域独自の事業については、新市に引き継ぎ実施する。
- (3) 保護者の負担に留意しながら統一を図る。

私立学校振興に関する事業

- 1 私立幼稚園就園奨励費補助金については、新市において統一して実施する。
 - (1) 国制度については、現行のとおり、国の基準額を補助する。
 - (2) 国の基準を超えた所得階層については、一律8,000円(年額)とし、市単独で補助する。
- 2 私立幼稚園補助金(助成金)については、佐屋町の例により実施する。
- 3 私立高等学校授業料補助については、現行のとおり実施する。

24 - 25 文化振興事業

文化振興事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 文化祭等については、これまでの経緯を踏まえ、原則として現行のとおり実施するものとする。
- 2 審議会等の取扱いについては、原則として新市において新たに任命、設置するものとする。
- 3 指定文化財については、すべて新市に引き継ぐものとする。

24 - 26 コミュニティ施策

- 1 コミュニティ施設の使用時間、使用料等及び管理に関しては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において見直しを検討する。
- 2 コミュニティ組織については、現行の組織、活動内容は、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において全域に整備するよう検討する。なお、補助金については、できる限り整理統合し、合併までに調整する。

24 - 27 社会教育事業

- 1 社会教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 施設については、現状のとおり新市に引き継ぐものとする。
ただし、運営方法、業務内容等は合併時までに調整する。
 - (2) 社会教育事業、社会体育事業、図書館事業については、原則として現行事業を新市に引き継ぐものとする。
ただし、各種教室等について、統合できるものは適宜統合し、市の文化・スポーツ振興のために新市全域を対象として充実を図るものとする。
 - (3) 図書館(室)における電算システムについては、現状のまま新市に引き継ぎ、新市においてネットワーク化を早期に検討する。
- 2 補助団体の取扱いについては、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編に努めるものとする。
- 3 補助金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮し調整する。
- 4 審議会等の取扱いについては、原則として新市において新たに任命、設置するものとする。
- 5 各施設の使用料の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 施設使用料については、類似施設において統一した算定方式により調整する。
 - (2) 使用料の減免措置等については、類似施設で相違のないよう調整する。

24 - 28 社会福祉協議会

- 1 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら統合に向けて調整に努める。
- 2 事業委託等については、社会福祉協議会の事業内容等を考慮しながら調整に努める。

24 - 29 その他事業

- 1 指定金融機関等について
指定金融機関等の指定については、合併時までに調整し、新市発足時に新たに指定

金融機関等を指定する。

2 監査委員について

法令の定めるところにより、監査委員を置く。報酬の額等については、同規模の自治体の例をもとに合併時までに4町村長が協議して定める。

3 総合計画について

- (1) 総合計画審議会については、新市において新たに設置するものとする。
- (2) 総合計画については、新市において新たに策定するものとする。

25 新市建設計画

新市建設計画については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条に基づき、別添のとおり定めるものとする。

26 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4の規定に基づく地域審議会は、新市において設置しないものとする。

調 印 書

佐屋町、立田村、八開村及び佐織町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく海部西部4町村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成16年9月1日

佐屋町長

立田村長

八開村長

佐織町長
